

朝倉市民会館外壁改修工事

図面番号	図面名
A - 01	改修特記仕様書 (1)
A - 02	改修特記仕様書 (2)
A - 03	改修特記仕様書 (3)
A - 04	改修特記仕様書 (4)
A - 05	付近見取図・配置図兼仮設計画図
A - 06	平面図・天井伏図
A - 07	立面図
A - 08	矩計図-1【参考図】
A - 09	矩計図-2【参考図】
A - 10	建具表【参考図】

2026. 07																																									
朝倉市民会館外壁改修工事 特記仕様書																																									
I 工 事 概 要																																									
1. 工事場所 高知市朝倉東町24番33号																																									
2. 工事種目 【市民会館】 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積268.4㎡ 外壁改修 一式																																									
3. 関連工事等 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事																																									
4. 概成工期 ・完成期限の()日前 (令和 年 月 日) 総合試運転調整 ・実施する ・実施しない																																									
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) 令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。 [1. 7. 7]																																									
II 建 築 工 事 仕 様																																									
1. 特記仕様																																									
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。																																									
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。																																									
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																									
2. 適用基準等																																									
図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による																																									
・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)																																									
※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)																																									
※建築工事標準詳細図 (令和4年版)																																									
・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)																																									
・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)																																									
3. 「週休2日制工事」の実施について																																									
※対象 (・選択Ⅰ型 ○選択Ⅱ型)																																									
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする。「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。																																									
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)																																									
・対象外(理由:)																																									
4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について																																									
※対象 ○見込んでいない (理由: ※過去のWBG値に基づき算定した日数が0日のため ・見込んでいる (作業不能日数: ※現場説明書による)																																									
・対象外(理由:)																																									
5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について																																									
※適用する(現場説明書による) ・適用しない																																									
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																						
一般共通事項																																									
① 工事実績情報システム(コリンズ)への登録(請負金額500万円以上)(受注, 変更, 完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約」による。 [1. 1. 4]	① 交通誘導警備員	その他の施工条件 ○資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ○図示(A-05図) ・ 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ○監督職員と協議し、適宜配置する。 配置人員の資格 ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table><tr><th>資格</th><th>資 格 要 件</th><th>配置人数</th></tr><tr><td>1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td><td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの</td><td>人</td></tr><tr><td>交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td><td>警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経過年数)が1年以上であるもの</td><td>10人</td></tr></table> なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。	資格	資 格 要 件	配置人数	1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人	交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経過年数)が1年以上であるもの	10人																													
資格	資 格 要 件	配置人数																																							
1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人																																							
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経過年数)が1年以上であるもの	10人																																							
② 情報共有システム	・適用する ※適用しない 機能要件(・現場説明書による)	⑫ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。																																						
③ 遠隔臨場の実施	・適用する ※適用しない 実施内容(・現場説明書による)	13 統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に基づき指名をする。																																						
4 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。	⑭ 発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、1. 3. 12により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの (・) ・現場再利用を図るもの (・) ○再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)																																						
5 総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1. 2. 3]		特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※行う ・行わない 分析調査 ※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (・) ・行わない																																						
⑥ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1. 2. 4]		<table><tr><td>・P C Bを含む機器類</td><td></td></tr><tr><td>・変圧器</td><td></td></tr><tr><td>・コンデンサ</td><td></td></tr><tr><td>・蛍光灯, H I D灯具の安定器</td><td></td></tr><tr><td>・その他 ()</td><td></td></tr><tr><td>・P C B含有シーリング材</td><td></td></tr><tr><td>・廃油</td><td></td></tr><tr><td>・廃酸 廃アルカリ</td><td></td></tr><tr><td>・臭化リチウム水溶液</td><td></td></tr><tr><td>・電池の溶解液</td><td></td></tr><tr><td>・ダイオキシン類</td><td></td></tr></table>	・P C Bを含む機器類		・変圧器		・コンデンサ		・蛍光灯, H I D灯具の安定器		・その他 ()		・P C B含有シーリング材		・廃油		・廃酸 廃アルカリ		・臭化リチウム水溶液		・電池の溶解液		・ダイオキシン類																	
・P C Bを含む機器類																																									
・変圧器																																									
・コンデンサ																																									
・蛍光灯, H I D灯具の安定器																																									
・その他 ()																																									
・P C B含有シーリング材																																									
・廃油																																									
・廃酸 廃アルカリ																																									
・臭化リチウム水溶液																																									
・電池の溶解液																																									
・ダイオキシン類																																									
⑦ 工事写真	工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1. 2. 4]	⑮ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jaic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。																																						
⑧ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。	⑯ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等が生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 ※金銭的保証方式 ・ ・有 ○無																																						
9 電気保安技術者	適用する。 [1. 3. 3]	⑰ 契約保証																																							
⑩ 施工条件	施工日及び施工時間 ※1. 3. 5(1)(7)による。 [1. 3. 5]	⑱ 前払金支出割合区分補正																																							
	・施工順序 ・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※仮囲内 ○図示(A-05図)	⑲ 証明書の提出(グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。																																						
		⑳ 石綿含有建材の調査	木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1. 4. 2] 事前調査範囲 ※改修範囲 [1. 5. 1] 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又は、令和5年9月30日までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されたものが行うこと。 貸与資料 ※有 (・既存の設計図書 ○石綿含有建材分析調査結果報告書(含有あり(軒天:石綿板、外壁仕上塗材:リシン))) 分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数) 分析方法 ※定性分析 ・ 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。																																						
		㉑ 施工数量調査	調査範囲 ※図示 ・改修建築物の外壁、軒天、バラベット ・ [1. 6. 2] 調査方法 ※外部足場を使用した目視及び打診 ・ 破損部分の補修方法 ※現状に復旧 ・ 外壁調査は、外壁改修ブローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)																																						
		㉒ 技能士及び技能資格者	※適用する (○:一級、●:二級) [1. 7. 2][1. 7. 3] <table><tr><th>工 事 種 別</th><th>技 能 検 定 の 作 業 の 種 別</th></tr><tr><td>○仮設工事</td><td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・</td></tr><tr><td>○鉄筋工事</td><td>※○鉄筋組立て作業 ・</td></tr><tr><td>○コンクリート工事</td><td>○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業</td></tr><tr><td>○鉄骨工事</td><td>※●とび作業</td></tr><tr><td>○ブロック・ALCパネル工事</td><td>○コンクリートブロック工事作業 (単一)エーエルシーパネル工事作業</td></tr><tr><td>○防水工事</td><td>・ ○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴムシート防水工事作業 ・ ○塩化ビニルシート防水工事作業 ・ ○セメント系防水工事作業 ○○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ ○FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>・石工事</td><td>※○石張り作業 ・</td></tr><tr><td>・タイル工事</td><td>※○タイル張り作業 ・</td></tr><tr><td>・木工事</td><td>※○大工工事作業 ・</td></tr><tr><td>・屋根及びとい工事</td><td>○かわらぶき ・ ●スレート工事作業・ ○内外装板金作業</td></tr><tr><td>・金属工事</td><td>○鋼製下地工事作業・ (単一)金属製バルコニー工事作業</td></tr><tr><td>・左官工事</td><td>※○左官作業 ・</td></tr><tr><td>・建具工事</td><td>・ ○ビル用サッシ施工作業 ・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業</td></tr><tr><td>・カーテンウォール工事</td><td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td></tr><tr><td>○塗装工事</td><td>※○建築塗装作業 ・</td></tr><tr><td>・内装工事</td><td>・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業 ・ ●カーベット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業 ・ ○ボード仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・植栽工事</td><td>※○造園工事作業 ・</td></tr><tr><td>○その他</td><td>○一級又は(単一)樹脂接着剤注入作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業</td></tr></table> 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。	工 事 種 別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・	○鉄筋工事	※○鉄筋組立て作業 ・	○コンクリート工事	○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業	○鉄骨工事	※●とび作業	○ブロック・ALCパネル工事	○コンクリートブロック工事作業 (単一)エーエルシーパネル工事作業	○防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴムシート防水工事作業 ・ ○塩化ビニルシート防水工事作業 ・ ○セメント系防水工事作業 ○○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ ○FRP防水工事作業	・石工事	※○石張り作業 ・	・タイル工事	※○タイル張り作業 ・	・木工事	※○大工工事作業 ・	・屋根及びとい工事	○かわらぶき ・ ●スレート工事作業・ ○内外装板金作業	・金属工事	○鋼製下地工事作業・ (単一)金属製バルコニー工事作業	・左官工事	※○左官作業 ・	・建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業 ・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業	○塗装工事	※○建築塗装作業 ・	・内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業 ・ ●カーベット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業 ・ ○ボード仕上げ工事作業	・植栽工事	※○造園工事作業 ・	○その他	○一級又は(単一)樹脂接着剤注入作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業
工 事 種 別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別																																								
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・																																								
○鉄筋工事	※○鉄筋組立て作業 ・																																								
○コンクリート工事	○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業																																								
○鉄骨工事	※●とび作業																																								
○ブロック・ALCパネル工事	○コンクリートブロック工事作業 (単一)エーエルシーパネル工事作業																																								
○防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴムシート防水工事作業 ・ ○塩化ビニルシート防水工事作業 ・ ○セメント系防水工事作業 ○○シーリング防水工事作業 ・ ○改良アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ ○FRP防水工事作業																																								
・石工事	※○石張り作業 ・																																								
・タイル工事	※○タイル張り作業 ・																																								
・木工事	※○大工工事作業 ・																																								
・屋根及びとい工事	○かわらぶき ・ ●スレート工事作業・ ○内外装板金作業																																								
・金属工事	○鋼製下地工事作業・ (単一)金属製バルコニー工事作業																																								
・左官工事	※○左官作業 ・																																								
・建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業 ・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業																																								
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業																																								
○塗装工事	※○建築塗装作業 ・																																								
・内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業 ・ ●カーベット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業 ・ ○ボード仕上げ工事作業																																								
・植栽工事	※○造園工事作業 ・																																								
○その他	○一級又は(単一)樹脂接着剤注入作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業																																								
		23 化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1. 7. 9] 報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。 内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																																						
		24 直接仮設の養生																																							
		㉓ 建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。																																						
		工 事 名	係 係 長 課 長 補 佐 課 長 図 面 番 号																																						
		朝倉市民会館外壁改修工事	横山 澤田 西田 松本 A-01																																						
		図 面 名	改修特記仕様書(1) 2026. 07 縮 尺 作 図 年 月 日																																						

項目

特記事項

29

特別な材料の工法

公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。

27

風圧力

本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。
風速(Vo)：※38m/sec・36m/sec
地表面粗土区分：※Ⅲ・Ⅱ

28

仕上面の出隅処理

内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。
木部(家具を含む)6mm程度
コンクリート、モルタル部20mm程度
鉄部、金属部3mm程度
建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。

29

事業損失補償

※現場説明書による。

30

完成時の提出図書

・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2]
・完成図(CADデータの提出※する(CD-R等)・しない)
・保全に関する資料(提出部数※2部・部) [1.9.3]
上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。
・工種別下請負者の一覧表
○施工図、施工計画書 [1.9.2]
提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

31

完成写真

下表のものを監督職員に提出する。

位置	分類・規格	撮影枚数	部数
・各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部
・外部	キャビネ版	※4枚・枚	※1部・部
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部
・	スライド		※1部・部

カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。
画像形式等フォーマット：JPEG 画像サイズ：2816×2112ピクセル以上

32

別途設備工事との取合い

施工範囲
・貫通孔、開口部の補強 ※下表・図示
・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表・図示
・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・

補強種別	内容
貫通孔、開口部の補強	梁
	壁
	スラブ
壁切込み及び補強	
天井切込み及び補強	

33

撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

34

不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。
a)受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
b)受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
c)受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。
d)受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

35

消防計画

工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

36

工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事(改修)

1

足場その他

内部足場※きゃたつ、足場板等・ [2.1.3][2.2.1][表2.2.1]
外部足場※本足場・
外部足場の養生※図示・防護シート○メッシュシート・防音シート・防音パネル
材料、撤去材の運搬方法・A種※B種・C種・D種○E種
C種の場合利用可能なエレベーター(※図示・)
D種の場合利用可能な階段(※図示・)
○高さ1.8m以下の範囲は金網養生を行い、工事関係者以外が侵入できないように施錠を行うこと。

本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。

2

養生

○既存部分の養生※ビニルシート、合板等・ [2.3.1]
・既存家具、既存設備等の養生※ビニルシート等・
・既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所※図示
・固定された備品等の移動※図示
○開口部養生窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。

項目

特記事項

3

仮設間仕切り(屋内)

設置箇所※図示 [2.3.2][表2.3.1]
間仕切り種別・A種・B種※C種
A種、B種の場合
仕上げの材種※せっこうボード 厚さ9.5mm・合板(普通合板) 厚さ9.0mm
塗装仕上げ等・行う※行わない
仮設扉設置箇所※図示・
仮設扉種別・合板張り木製扉程度・図示

・設ける(m程度)※設けない [2.4.1]
[2.4.1]
備品等の設置

備品等の種類	机・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計
数量	組	台	枚	台	個
備品等の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯
数量	個	足	着	個	個
備品等の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付風器
数量	人用	台	個	台	台
備品等の種類	掃除具				
数量	個				

構内既存の施設(用水)○利用できる(※有償・無償)※利用できない
構内既存の施設(電力)○利用できる(※有償・無償)※利用できない

構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。
a)既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。
b)既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。
c)工事中電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。
また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。
d)工事中水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。
e)工事中電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。

四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。

※図示・

※原形の復旧
・良質土にて設計地盤まで盛土整地する。範囲(図示) 厚さ() [2.5.1]

4

監督職員事務所

5

監督職員の備品等

6

工事中水・電力

7

仮囲い

8

仮設物撤去後の整地・跡片付け

防水改修工事

1

降雨等に対する養生方法

※3.1.3(5)による・

2

シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2]
・シーリング充填工法○シーリング再充填工法・拡張シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
エッジング材張り・適用する [3.7.7]

シーリング材の種類、施工箇所 [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]
※下表による(下表以外は表3.7.1による)

種類(記号)	主成分による区分	施工箇所
・SR-1	シリコーン系	
・SR-2		
○MS-2	変成シリコーン系	建具廻り
・PS-2	ポリサルファイド系	
・PU-2	ポリウレタン系	
・		

仕上げを行わない箇所() [表3.7.1]

シーリング材の目地寸法 [3.7.3]

箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地
幅(mm)	※20以上・	※幅及び深さ5以上	※10以上・
深さ(mm)	※10以上・	[5.13.3]による場合を除く	※10以上・

接着性試験 [3.7.8]
※簡易接着性試験・引張接着性試験

材料 [3.8.2][表3.8.1]

材種	寸法	施工箇所
・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい
・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(カラー-VP)		※たてどい
・硬質塩化ビニル雨どい		※軒どい・たてどい

とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 [3.8.2]
材種：※ステンレス製・溶融亜鉛めっき 其他：※表3.8.2による
防露材のホルムアルデヒド放出量※F☆☆☆☆・ [3.8.2]
既存のといその他の撤去※図示・ [3.8.3]
降雨等に対する養生方法※監督職員と協議による・図示
銅管製といの防露巻き・表3.8.4による・
たてどい受金物の取付け・図示
ルーフトレンの取付け・水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する。

項目

特記事項

1

材料品質

可とう性エポキシ樹脂 [4.2.4]
JIS A 6024による。

比重	押出し性(秒)	スランプ(Mm)	質量変化率(%)	引張り強さ(MPa)	破断時伸び(%)	引張り接着性		
表示値±0.10	60以下	3.0以下	5.0以下	標準	1.0以上	標準	30.0以上	最大引張強さ1.0MPa以上
				低温	1.0以上	低温	30.0以上	破断時の伸び10.0%以上
				加熟劣化1.0以上	加熟劣化30.0以上			

1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2)対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3)常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。

バテ状エポキシ樹脂 [4.2.4]
JIS A 6024による。

初期硬化性(MPa)	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)	硬化収縮率(%)
標準2.0以上	標準6.0以上	50.0以上	30.0以上	3.0以下

1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2)対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3)常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。
4)試験方法は、JIS A 6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に準じる。

エポキシ樹脂モルタル [4.2.4]
JIS A 6024による。

だれ	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)
形状に異常がなく、だれが生じないこと	1.0以上	20.0以上	10.0以上(3日後の値)

1)こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3)「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
4)常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目の規定に適合していること。

ポリマーセメントモルタル [4.2.4]

だれ	曲げ強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	接着強さ(N/mm2)	
下がり量5mm以内	表面状態ひびわれの発生がないこと	6.0以上	20.0以上	標準条件1.0以上 特殊条件 湿潤時0.8以上 低温時0.5以上

1)透水性裏面のぬれ、水滴の付着がないこと。
2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3)ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

ポリマーセメントスラリー [4.3.5]

拡がり速さ(cm/s)	長さ変化率(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ強度(材齢28日)(N/mm2)	吸水率(72時間)(%)	劣化曲げ強さ(N/mm2)
3以上	3以下	0.49以上	4.9以上	15以下	4.9以上

1)保水係数0.35～0.55
2)粘調係数0.50～1.00
3)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
4)ポリマーセメントスラリー用の材料は、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

既調合モルタル [4.3.10]
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和材等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

保水率(%)	単位容積質量(kg/L)	接着強さ	長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm2)
70.0以上	1.8以上	標準養生0.6N/mm2以上 温冷繰返し後0.4N/mm2以上	0.2以下	4.0以上

工事名

朝倉市民会館外壁改修工事

係

係長

課長補佐

課長

図面番号

図面名

改修特記仕様書(2)

2026.07

縮尺

作図

年

月

日

高知市都市建設部公共建築課

項目

特記事項

2外断熱改修工事

断熱材の種類※図示

断熱材の厚さ※図示

外装材の種類及び防火性能

既存外壁の仕上材の撤去

下地面の清掃

欠損部の改修工法

建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法

不陸等の下地調整

断熱材の施工

外装材の施工

通気層

外装材の外壁への取付

[9.2.2]

[9.2.2]

[9.2.3]

[9.2.3]

[9.2.3]

[9.2.4]

[9.2.4]

[9.2.4]

[9.2.4]

[9.2.4]

[9.2.4]

3断熱・防露改修工事

断熱材打込み工法又は断熱材後張り工法の材料

種類	等級	厚さ(mm)	施工箇所
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・	
※押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし)	※2種bA	※25	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・	・	
・フェノールフォーム断熱材	・	・	
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	・	・	

フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの
断熱材現場発泡工法の材料(JIS A 9526による)
・A種1
・A種1H
厚さ(mm) 25 30
製造所 評価名簿による

[9.3.2]

[9.3.4]

[9.3.3]

[9.3.4]

4屋上緑化改修工事

材料

芝及び地被類の種類等

見切り材

舗装材

排水孔

マルチング材

建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法

かん水装置及び種類

既存保護層等の撤去

新植樹木等の枯補償期間

[9.4.2]

[9.4.2]

[9.4.2]

[9.4.2]

[9.4.2]

[9.4.3]

[9.4.3]

[9.4.4]

5透水性アスファルト舗装改修工事

既存舗装の撤去

路床

透水性舗装のフィルターの厚さ

路床安定処理

盛土の種類

路床安定処理用添加材料の種類

発生土の処理

試験

路盤

材料

舗装の構成及び仕上り

開粒度アスファルト混合物の抽出試験

[9.5.2]

[9.5.3]

[9.5.3]

[9.5.3]

[9.5.3]

[9.5.3]

[9.5.3]

[9.5.3]

[9.5.3]

[9.5.4]

[9.5.4]

[9.5.5]

[9.5.5]

[9.5.9]

外壁改修フロー及び数量

・コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

外壁調査(施工数量調査)

旧仕上の撤去

ひび割れ部改修

欠損部改修

充填工法

下地調整塗材

仕上塗材仕上げ

○モルタル塗り仕上げ外壁の場合

外壁調査(施工数量調査)

旧仕上の撤去

ひび割れ部改修

欠損部改修

浮き部改修

モルタル撤去

樹脂注入工法

Uカットシール材充填工法

シール工法

充填工法

モルタル塗替工法

充填工法

モルタル塗替工法

アンカー・ノンシグ注入工法

下地調整塗材

仕上塗材仕上げ

・タイル張り仕上げ外壁の場合

外壁調査(施工数量調査)

ひび割れ部改修

欠損部改修

浮き部改修

目地

タイル撤去

樹脂注入工法

Uカットシール材充填工法

タイル部分張替え工法

タイル張替え工法

部分エポキシ樹脂一般部分

全面エポキシ樹脂一般部分

全面ポリマーセメントスラリー一般部分

エポキシ樹脂注入タイル固定一般部分

下地調整塗材

仕上塗材仕上げ

(注1) ひび割れ幅(mm)が、A)0.2以上1.0以下、B)0.2以上0.3未満、C)0.3以上0.5未満、D)0.5以上1.0以下を示す
A)は自動式低圧エキボシ樹脂注入工法を示し、
B)・C)・D)は手動式エキボシ樹脂注入工法、機械式エキボシ樹脂注入工法を示す。

工事名

朝倉市民会館外壁改修工事

図面名

改修特記仕様書(4)

係

横山

係長

澤田

課長補佐

豊田

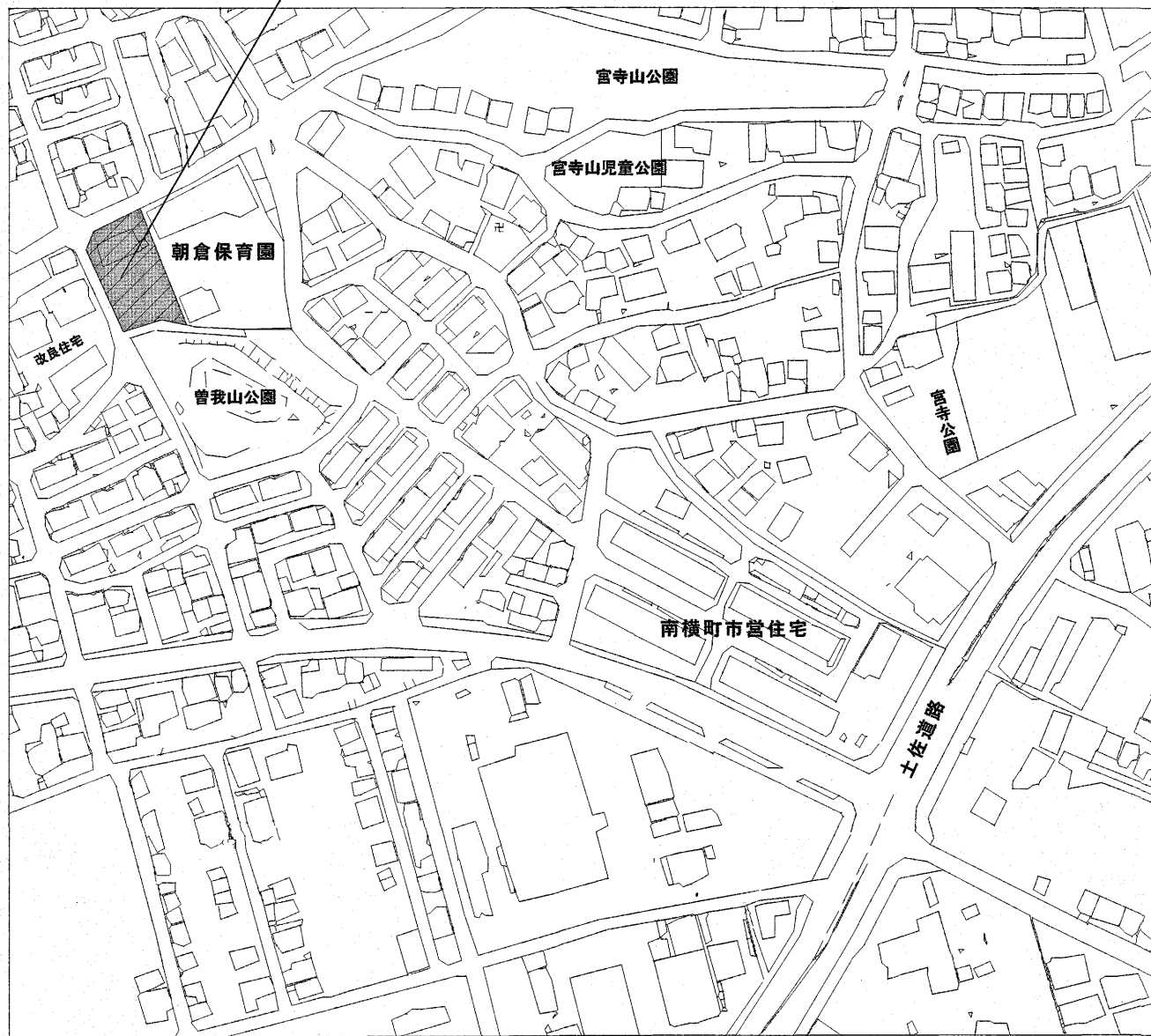
課長

鈴木

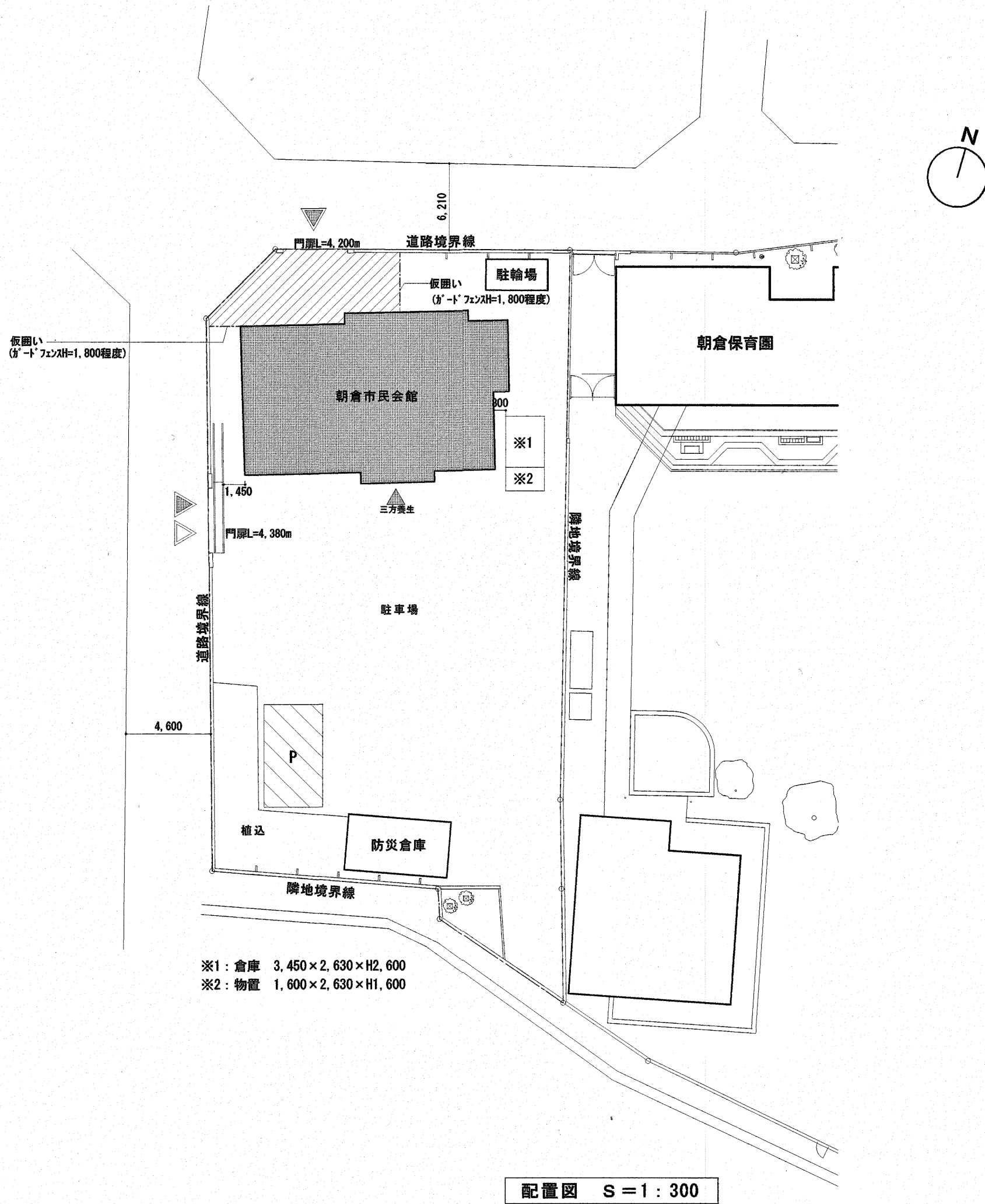
図面番号

A-04

工事場所
高知市朝倉東町24番33号



付近見取図



■ 凡例	
	改修対象建物を示す
	工事用車両置場を示す(3台程度)
	工事資機材置場を示す
	工事関係者用出入口を示す
	施設利用者出入口を示す
	三方養生を示す

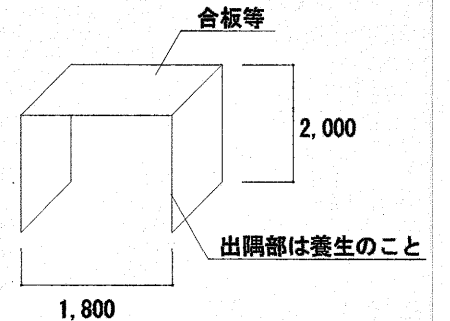
■ 施工条件
※外壁面に設置されている設備(配線・配管・室外機など)は、既存のままとし、養生のうえ作業を行うこと。

■ 工事概要
・建具廻り シーリング【撤去・新設】
・タラップ、バルコニーフェンス OP塗【新設】
・軒天 天井材(下地共)【撤去】
・外壁、軒天 仕上塗材(下地調整材共)【一部撤去】
劣化改修+仕上塗材【新設】

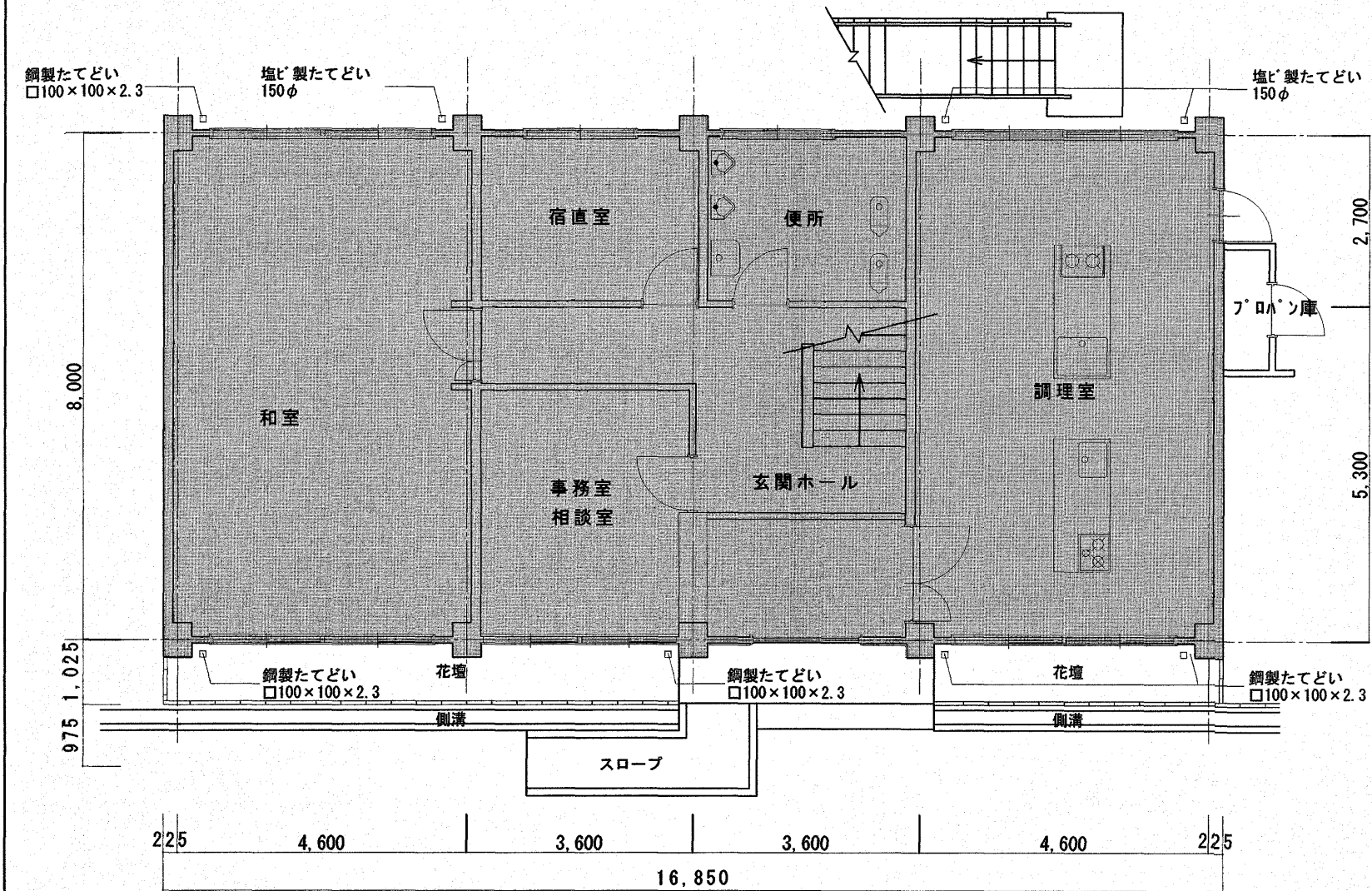
※仕上塗材の除去は、劣化改修箇所の外周から100mm加えた範囲とする。

※工事履歴 エマルジョン吹付(S46新築時)
アクリル系リシン吹付(H04改修時)

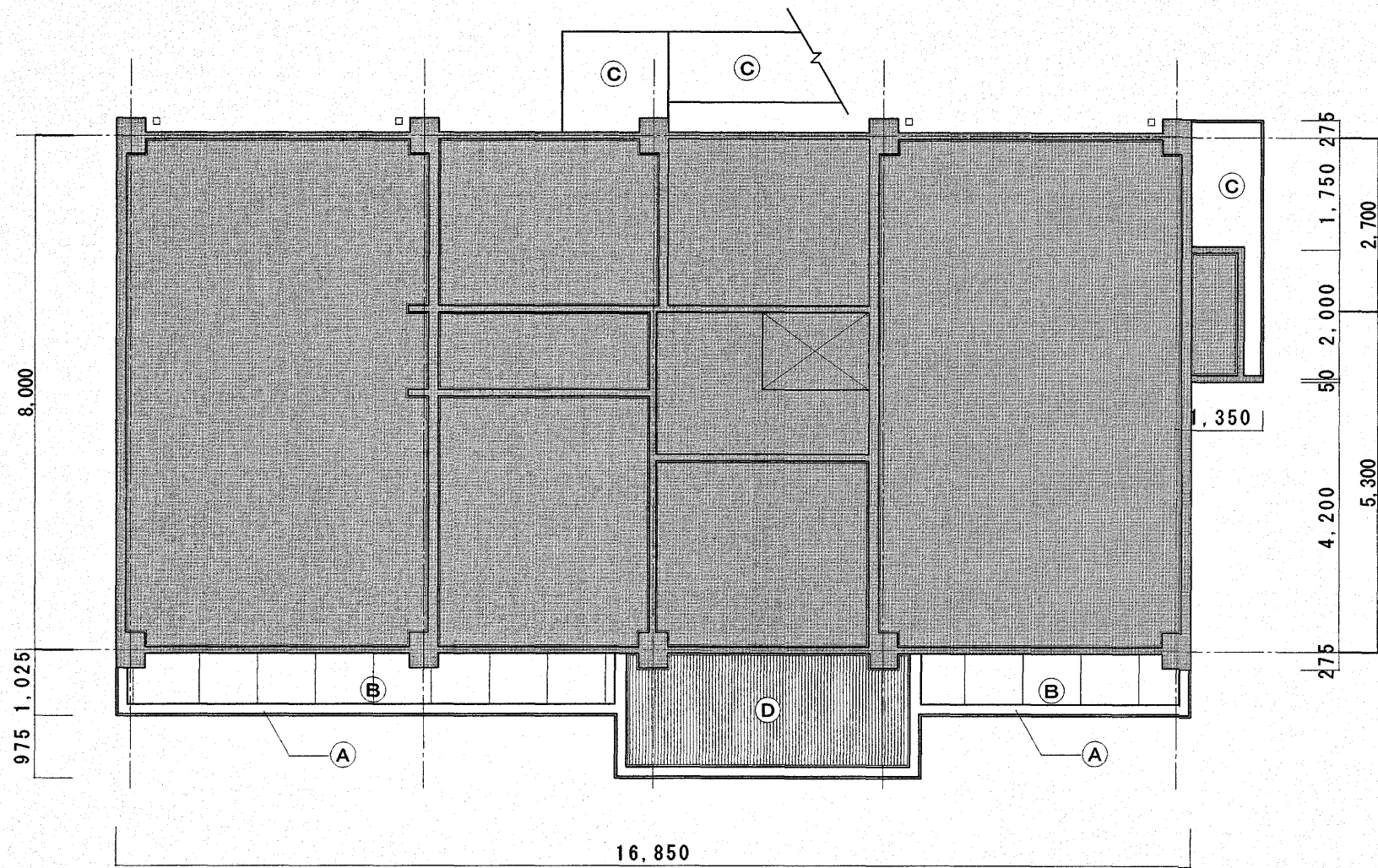
■ 利用者出入口 三方養生参考図
※合板等にて足場及び足場と建物の隙間を三方養生すること。
※出隅部は養生すること。



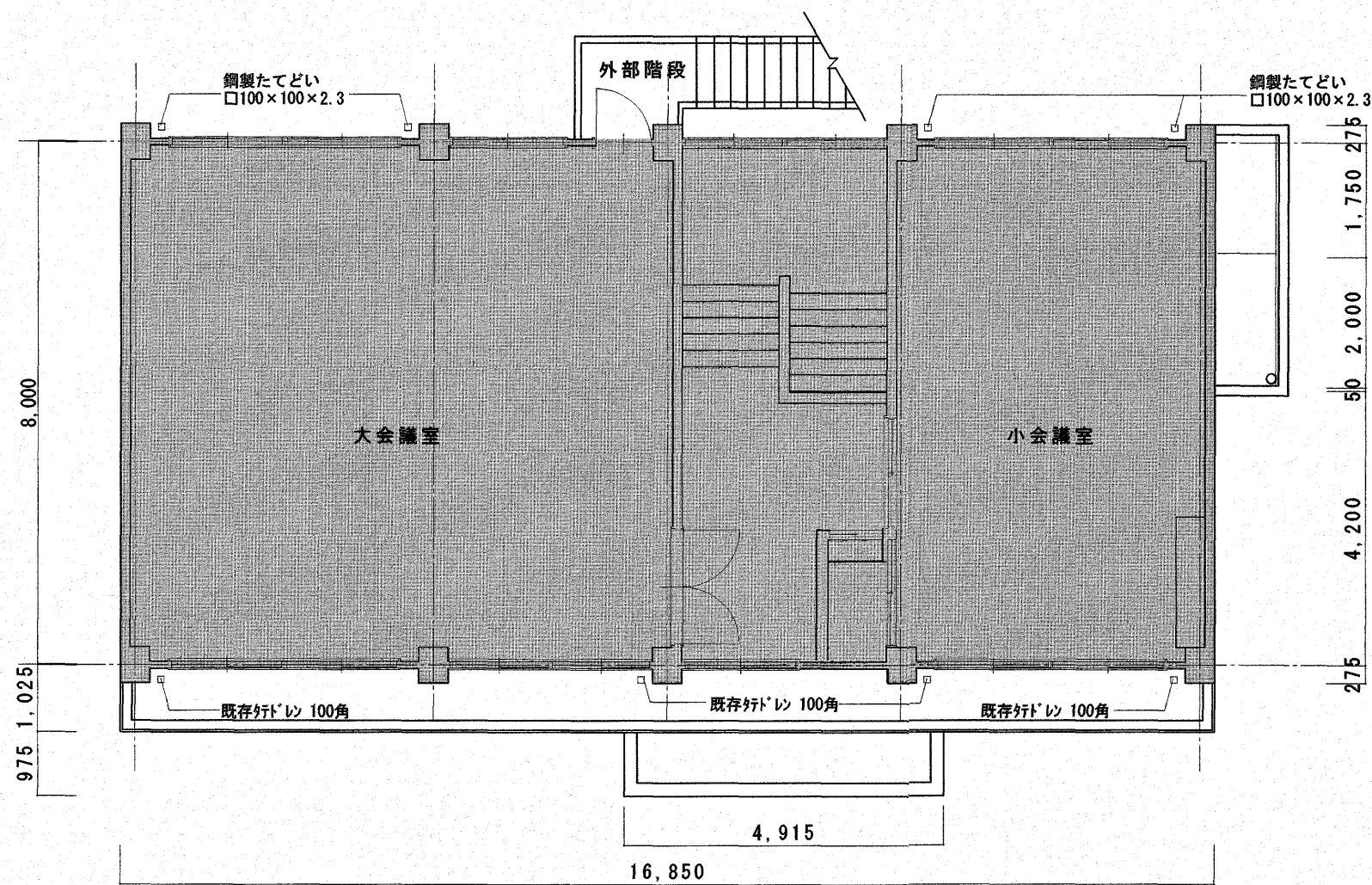
高知市 都市建設部 公共建築課				工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
				朝倉市民会館外壁改修工事	横山	澤田	電	松本	A-05
				図 面 名	付近見取図、配置図兼仮設計画図	縮 尺	1/300	作 図	年 月 日



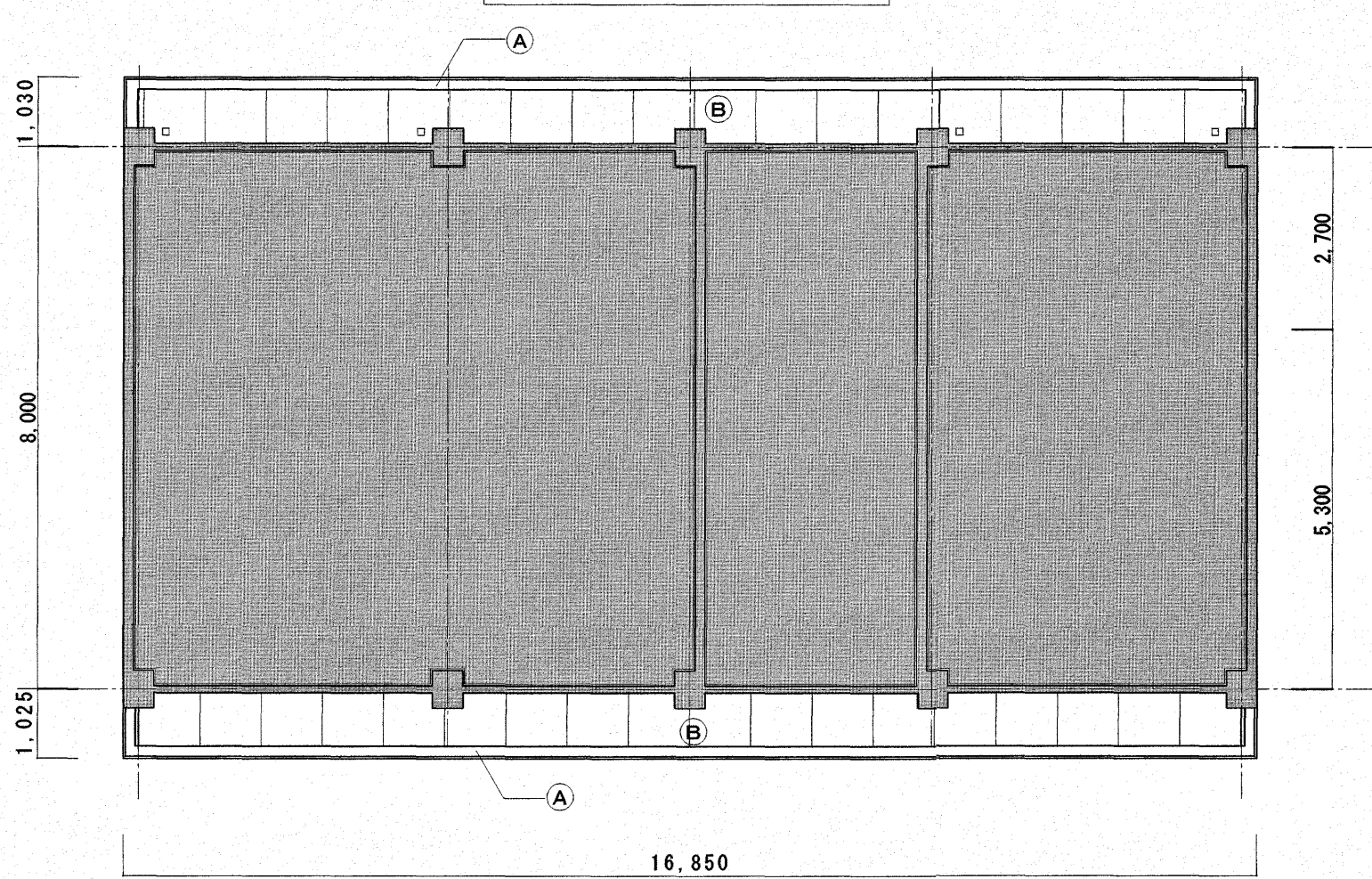
※内部改修無し
1階平面図 S=1/100



1階天井伏図 S=1/100

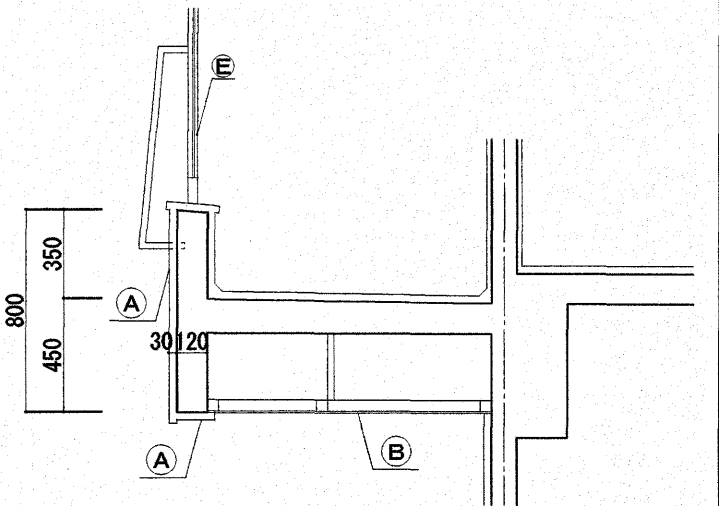


※内部改修無し
2階平面図 S=1/100

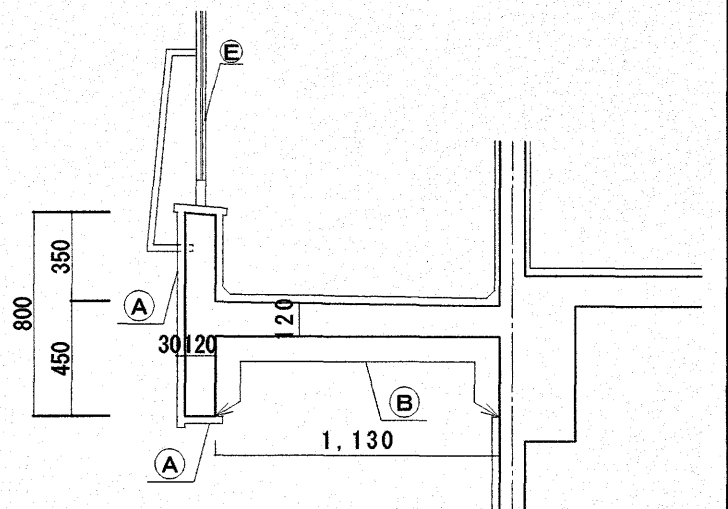


2階天井伏図 S=1/100

.....改修範囲外を示す。

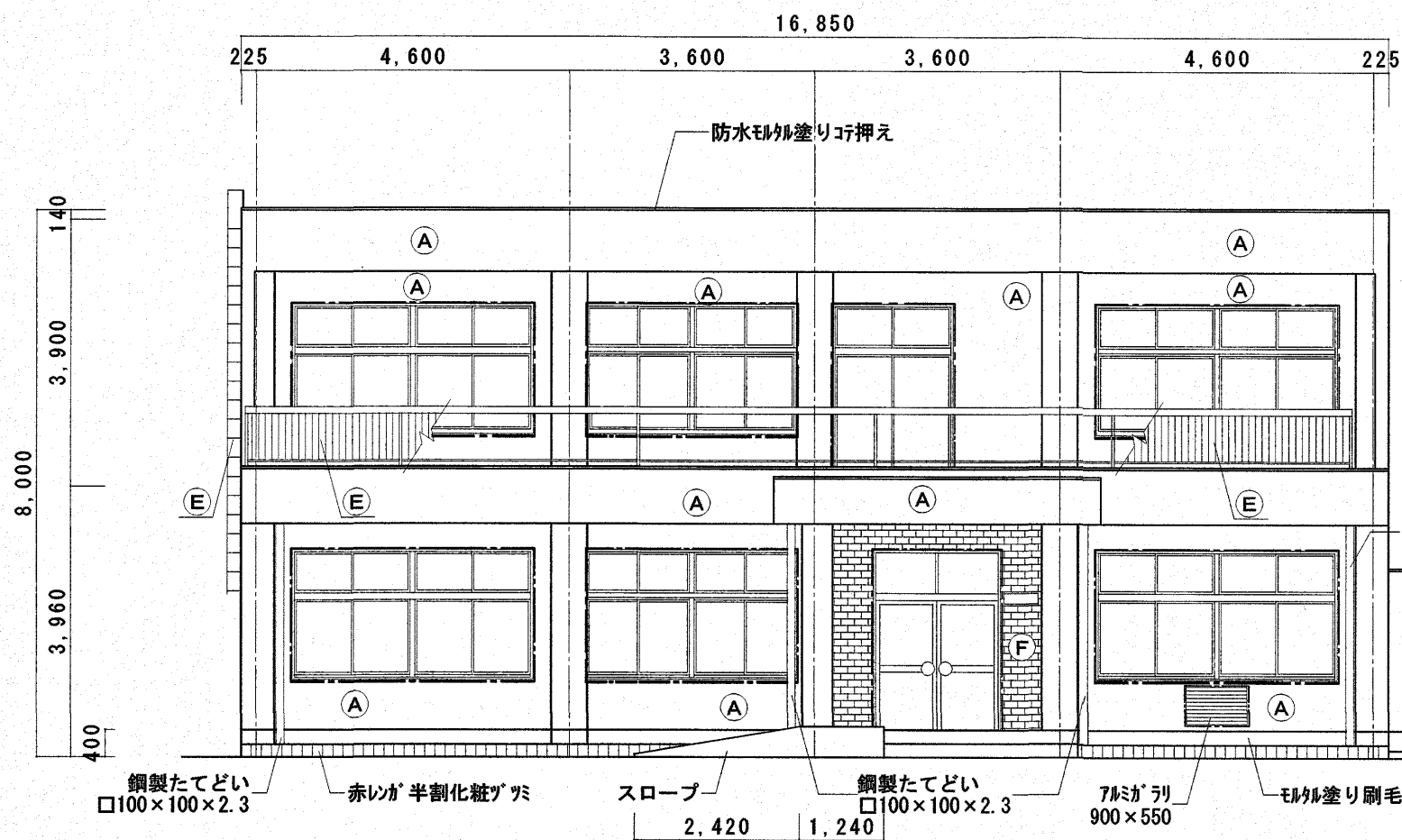


改修前部分詳細図 S=1/30

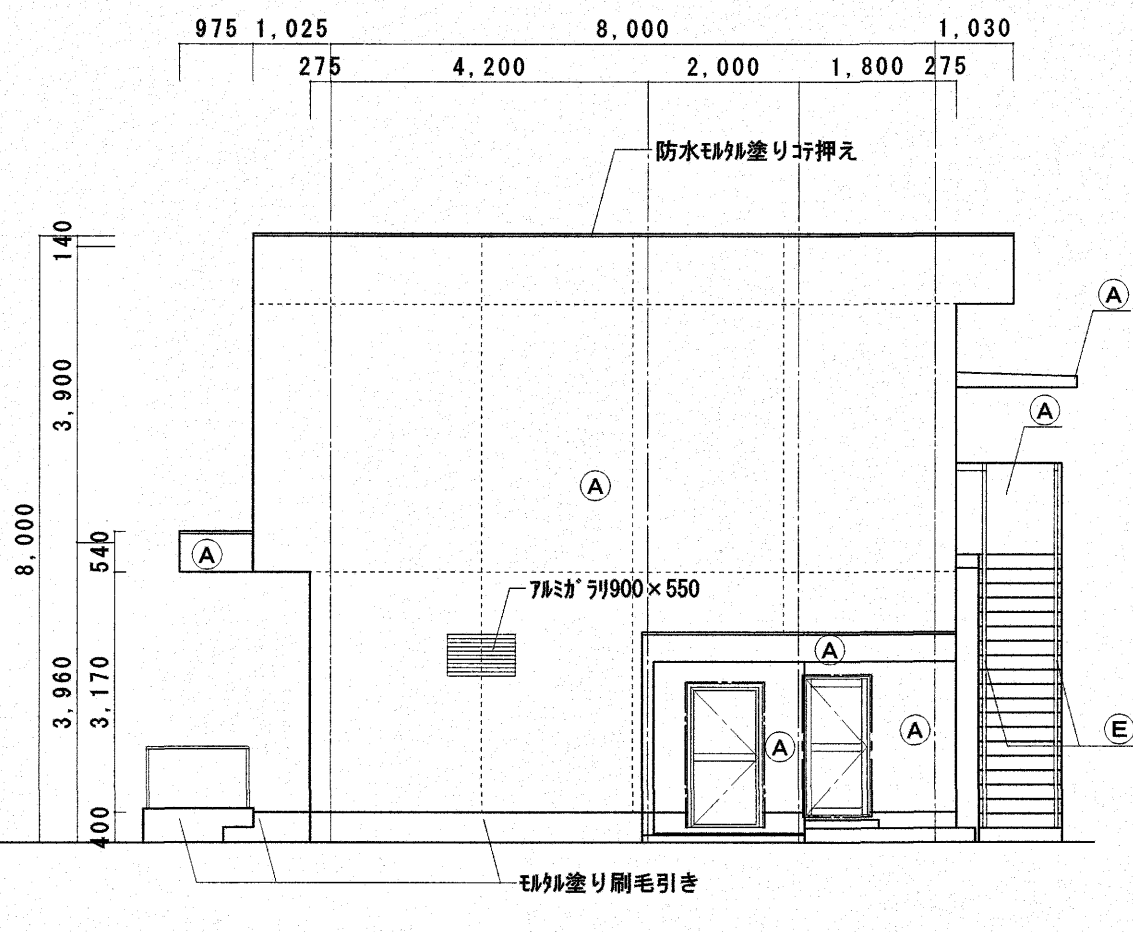


改修後部分詳細図 S=1/30

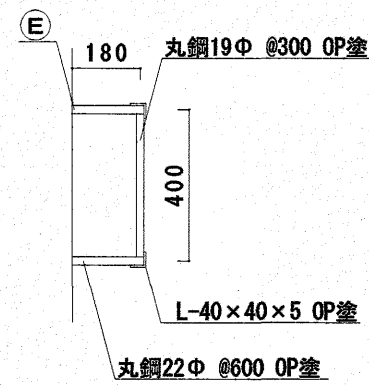
改修内容	
既存	改修
(A) モルタル塗り、刷毛引仕上アクリル系リッ吹付	(A) 水洗い工法+劣化改修、下地調整の上複層塗材E
(B) 石綿板t=5目タタキ貼り へ特付2回塗り【撤去】 木天井下地【撤去】	(B) 水洗い工法+劣化改修、外装薄塗材E
(C) モルタル塗り、刷毛引仕上アクリル系リッ吹付	(C) 水洗い工法+劣化改修、外装薄塗材E
(D) スパンドル カラー#30	(D) 水洗い
(E) スチール手摺・タラップ OP塗り	(E) スチール手摺・タラップ SOP塗り
(F) 耐火レガ 2つ割り貼り	(F) 水洗い工法+劣化改修



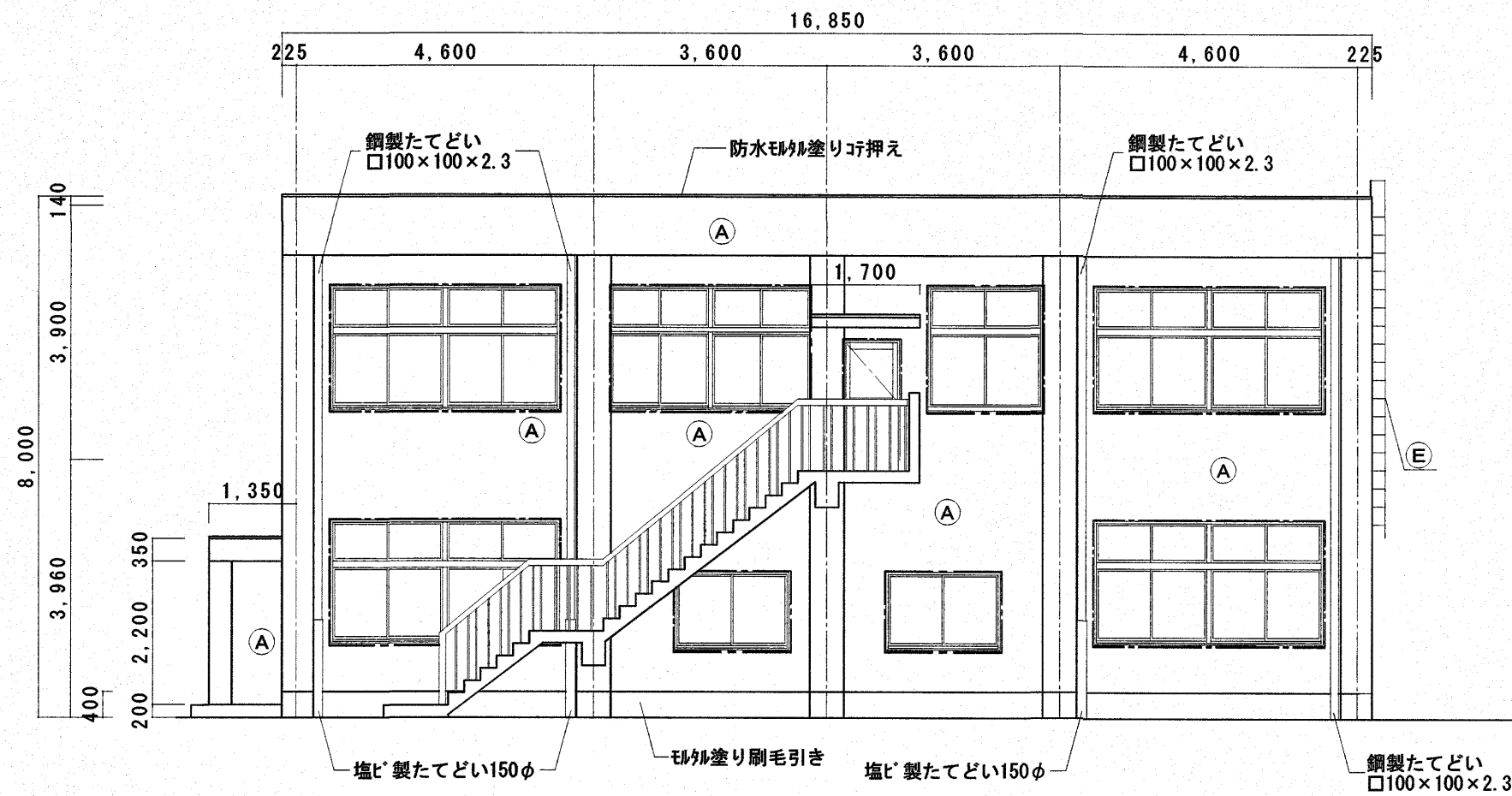
南立面図 S=1/100



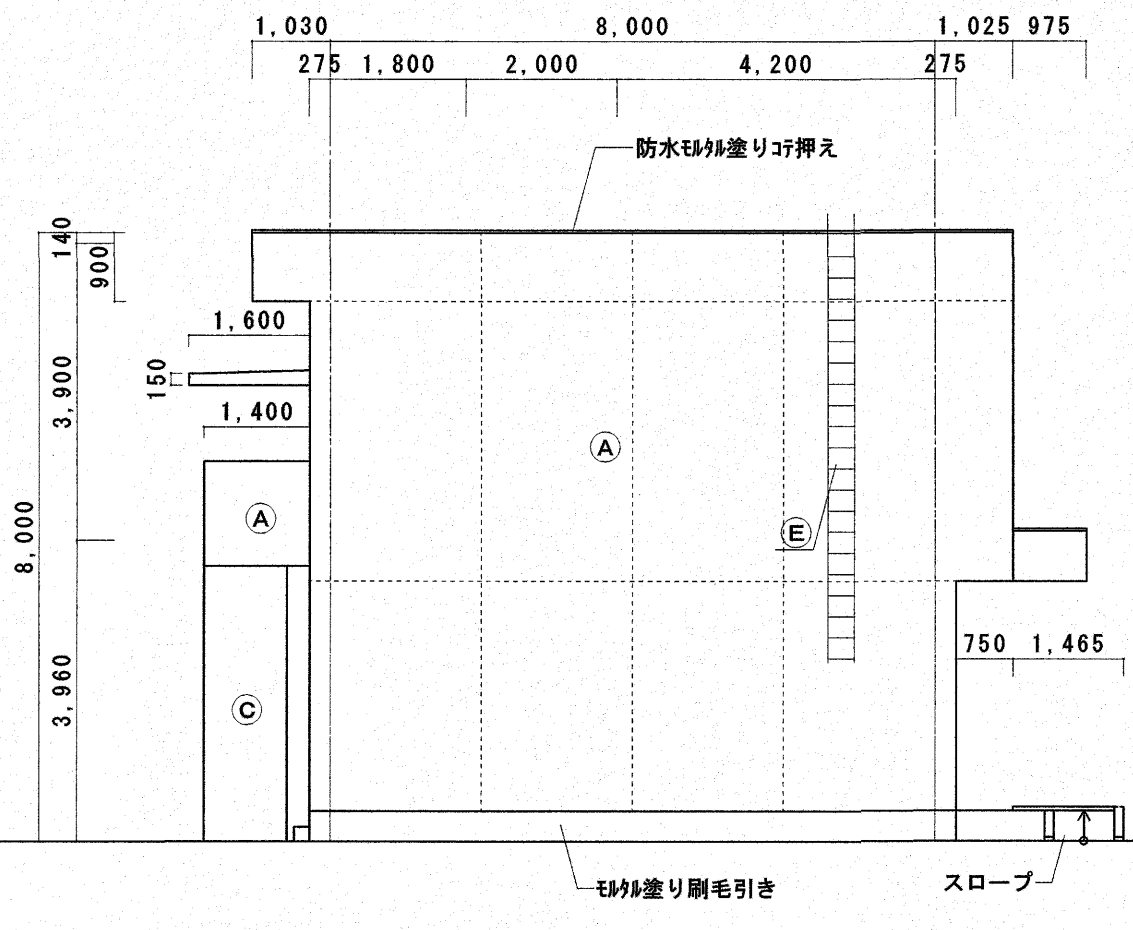
東立面図 S=1/100



既存クランプ詳細図 S=1/20



北立面図 S=1/100



西立面図 S=1/100

【外壁改修仕様：想定数量表】		
※数量及び工法は想定であり、施工数量調査の結果に応じて変更対象とする。		
損傷状態	工法	数量
ひび割れ (0.2～1.0mm)	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	20m
欠損	欠損部エポキシ樹脂モルタル充填工法	0.1㎡
浮き (一般部)	注入口付アンカーピンニング全面樹脂注入工法 一般部分	10㎡
浮き (狭幅部)	注入口付アンカーピンニング全面樹脂注入工法 狭幅部分	12㎡
外壁仕上塗材 (7kg系シン吹付)	外壁仕上塗材除去工法	15.9㎡

改修内容

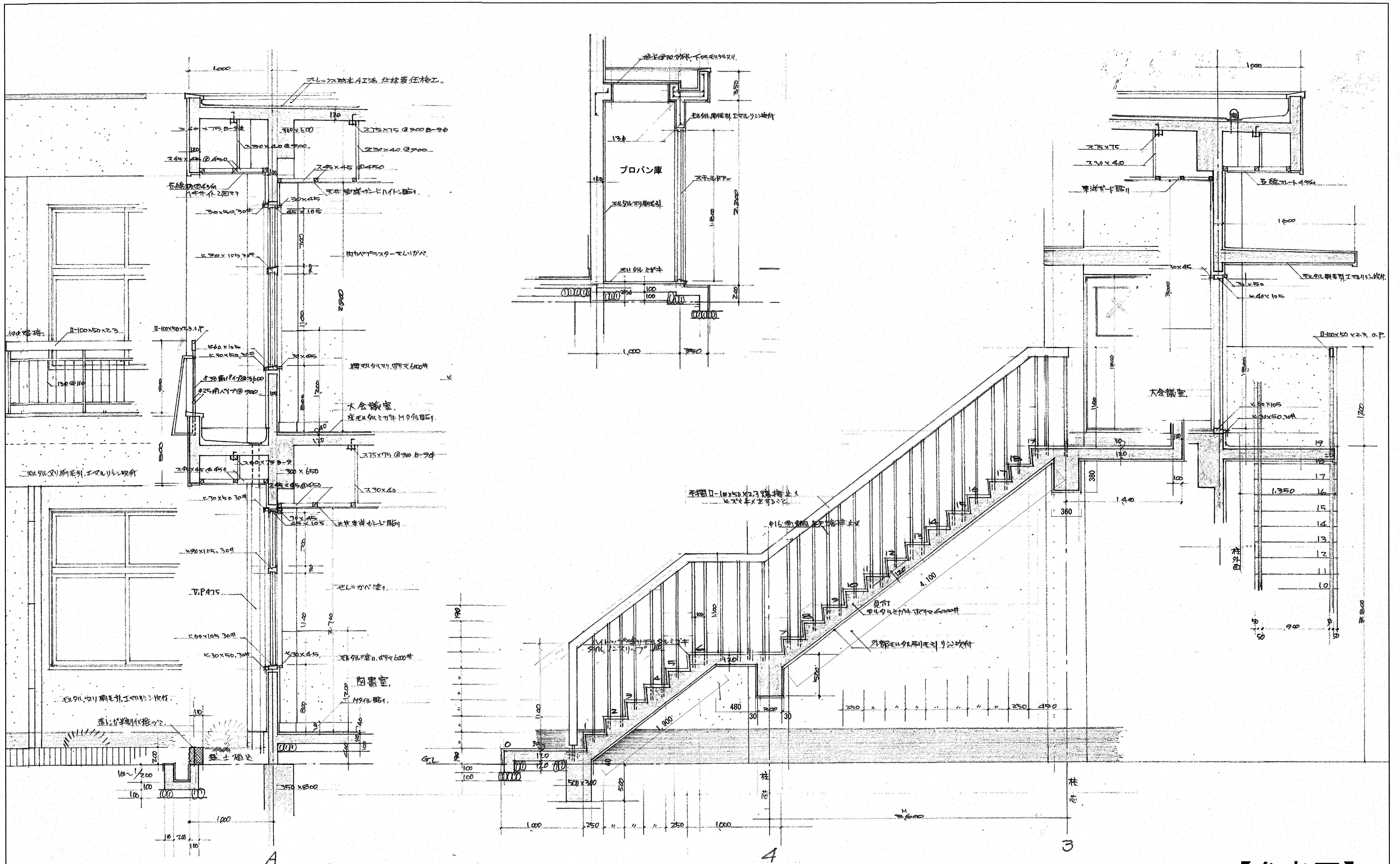
既存	改修
(A) モルタル塗り、刷毛引仕上7kg系シン吹付	(A) 水洗い工法+劣化改修、下地調整の上塗り層塗材E
(B) 石綿板t=5目土貼り へっぴり2回塗り【撤去】 木天井下地【撤去】	(B) 水洗い工法+劣化改修、外装薄塗材E(天井面)
(C) モルタル塗り、刷毛引仕上7kg系シン吹付	(C) 水洗い工法+劣化改修、外装薄塗材E
(D) スパンドル カラー#30	(D) 水洗い
(E) スチール手摺・クランプ OP2回塗り	(E) スチール手摺・クランプ SOP塗り
(F) 耐火レンガ 2つ割り貼り	(F) 水洗い工法+劣化改修

備考：——建具廻り及び建具・水切り取合いソーリング MS-2 15×10【撤去・新設】

□ なき項目は既存のままとする。

高知市 都市建設部 公共建築課

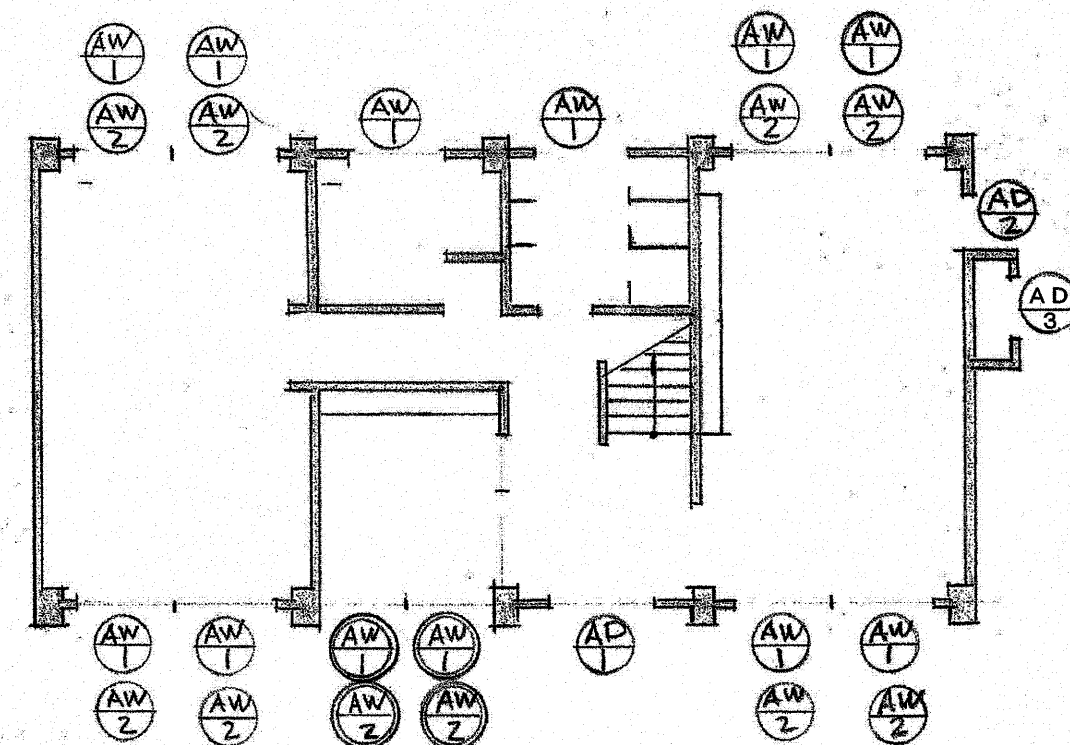
工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
朝倉市民会館外壁改修工事	横山	澤田	吉田	松本	A-07
図面名 立面図	縮尺 1 / 20, 100	作図	年	月	日



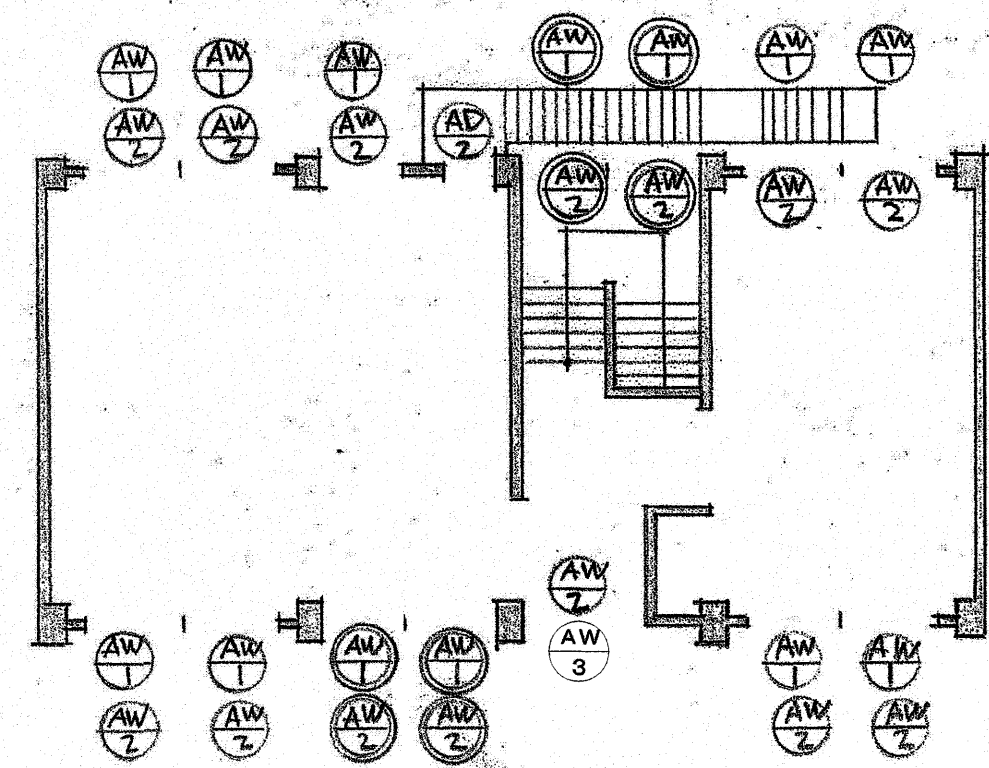
【参考図】

		高知市 都市建設部 公共建築課		工事名		朝倉市民会館外壁改修工事		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				図面名		矩計図-2【参考図】	2025.07	縮尺	1 / 30	作図	年 月 日	A-09

符号名称	AW 1	AW 2	AD 1	AD 2	AD 3	AW 3	D 1	D 2
符号名称	AW 1	AW 2	AD 1	AD 2	AD 3	AW 3	D 1	D 2
塗装	引違いガラス戸	全左	両開きアルミドア	片開きアルミドア	片開きアルミドア	引違いガラス戸	両開きアルミドア	片開きアルミドア
ガラス	4×12 ⑤5%	4×12 ③3%	ラング4×12 ③3% ④4×12 ⑥6.8%	型ガラス		トウメイ 75mm	型ガラス	型ガラス
建具金物	M+屋金物一式	全左	フロアヒンジストッパ付 押板	T番、ロック錠	T番、ロック錠	付属金物一式	T番105 金製スリット錠付3枚 ロック錠 全錠 7×22 錠3	T番105 金製スリット錠付3枚 ロック錠 全錠 7×22 錠3
形状								
符号名称	D 4	D 5	D 6	D 7	D 8	D 9	D 10	D 11
塗装	片開きフッ素コート	全左	両開き	片開き	片開き	片開き	片開き	片開き
ガラス	OP 2面	全左	全左	片開き	片開き	片開き	片開き	片開き
建具金物	T番2枚 箱錠	ラングヒンジ2個、表示錠、サッシ付	ラングヒンジ2個、表示錠、サッシ付	ラングヒンジ2個、表示錠、サッシ付	ラングヒンジ2個、表示錠、サッシ付	ラングヒンジ2個、表示錠、サッシ付	ラングヒンジ2個、表示錠、サッシ付	ラングヒンジ2個、表示錠、サッシ付
形状								



1階 建具表



2階建具表

【参考図】